

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	地方自治法	担当課	総務管理課	検索番号	共通 3-1
許認可等	行政財産の使用許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>地方自治法 第二百三十八条の四第七項</p> <p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>行政財産の使用許可に当たっては、次の基準による。</p> <p>○ 行政財産の使用許可に関する事務取扱基準について (平成6年10月1日付け総管第634号愛媛県総務部長通知)</p> <p>1 行政財産の使用許可基準</p> <p>地方自治法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる場合は、その本来の用途又は目的を妨げない限度であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。なお、使用許可するに当たっては、必要最小限にとどめ、かつ、現状のまま使用させることとし、将来県の必要に応じてその使用を終了させた場合に、容易に原状回復ができる状態にしておくことを原則とする。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体又はその他の公共団体において、公用又は公共の用に供する目的で使用する場合</p> <p>(2) 県の事務事業遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体等において、その事務又は事業の用に供するために使用する場合</p> <p>(3) 社会福祉事業法に定める社会福祉事業を行う団体等が直接その用途に使用する場合</p> <p>(4) 公益に反しない範囲において、講習会、研究会等のために一時的に使用する場合</p> <p>(5) 災害の通報施設等極めて公共性の高い施設を設置する場合</p> <p>(6) 職員又は施設の利用者等 (以下「職員等」という。) のため、食堂、売店、理髪店、その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合 (ただし、当該施設の態様が職員等の福利厚生施設としてふさわしくないものを除く。)</p> <p>(7) 運輸、通信、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合</p> <p>(8) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用する場合</p> <p>(9) 使用を認めないことが、県の立場上又は社会的、経済的見地から妥当でない場合</p> <p>(10) その他、県の事務事業遂行上やむを得ないと認められる場合</p> <p>(その他)</p>					